

【第三章】

Ⅲ

町のこし
浪江を取り戻すために





町のこし
浪江を取り戻すために

除染・ 拠点整備

◎「除染」、町の復興はここから。



津島地区（約4ha）と権現堂地区（約10ha）で実施された除染モデル実証事業（2011.12～2012.3）。その結果を踏まえ、効果的・効率的な除染方法が国において確立されました。

■町内2地区で除染モデル実証事業を実施

原発事故に由来した放射性物質による人の健康や生活環境におよぼす影響を速やかに低減させるために、2011（平成23）年8月30日に放射性物質汚染対処特措法【全面施行 2012（平成24）年1月1日】が施行されました。そして同年11月に公表された同法の基本方針により、浪江町は国が実施する「除染特別地域」に指定されました。

内閣府は（独）日本原子力研究開発機構 福島技術本部に委託し、高線量地域で効果的に除染を実施するために必要な技術等の実証試験を行うこととしました。

町では、2011（平成23）年12月に「浪江町大字権現堂字矢沢町地区」「浪江町大字下津島字松木山地区」において除染モデル実証事業を行い、庭の除草、表土剥ぎ、屋根や壁の拭き取りなどを実施しました。その結果、除染前には宅地周辺で平均10 μ Sv/hあったものが、除染後には5.7 μ Sv/hとなり、平均空間線量率が43%低減したことが確認されました。

環境省は、2012（平成24）年1月26日に除染特別地域の除染の進め方についての考え方を「除染特別地域における除染の方針（除染ロードマップ）」に示し、町は同年11月に策定した「特別地域内除染実施計画（浪江町）」（平成25年12月改定）に基づいて、除染事業を実施しました。

■本格除染工事が始まる

2013（平成25）年4月1日に「避難指示解除準備区域」「居住制限区域」「帰還困難区域」の3区域に再編されたことから、町ではインフラや各施設の復旧工事に伴う除染も、これらの区域に合わせて進めました。2013（平成25）年9月には本格除染を前に、帰還困難区域除染モデル実証事業として赤字木地区、大堀地区、井手地区を対象に除染工事を行い、基礎データの収集を図りました。同年11月27日には酒田行政区で本格除染を開始（浪江町除染等工事その1）。対象地域は、同地区の住宅建物等約530棟、舗装道路・未舗



酒田地区に続いて、2015年5月末には立野下・高瀬地区の除染が終了。写真は同年7月の北幾世橋地区周辺での除染作業の様子（浪江町除染等工事その3）。幾世橋小のグラウンドも除染しました。

◎暮らしの「安全」「安心」のために。



2015年10月13日、酒田地区で実施した水稲実証栽培での稲の収穫の様子。収穫された米の放射性物質の検査結果はすべて一般食品の基準値100Bq/kgを下回り、東京大学などの食堂で提供されました。

装道路約7ha、農地約77ha、森林約17ha（森林は住宅近傍約20m以内）でした。

2014（平成26）年1月には、立野下、高瀬地区および国道114号、共同墓地等において除染工事を開始しました（浪江町除染等工事その2）。同年9月には、藤橋・幾世橋・北幾世橋北・北幾世橋南・北棚塩・西台地区の除染工事を開始しました（浪江町除染等工事その3）。

2015（平成27）年6月より、権現堂1～8区、佐屋前、牛渡・樋渡、川添北、川添南、上ノ原、加倉、荻宿、立野中、立野上、田尻、小野田、谷津田 南棚塩、請戸北、請戸南、両竹、中浜地区の除染工事（浪江町除染等工事その4）を開始しました。

これらの除染工事は2016（平成28）年度内の完了を目指し、それ以降は、帰還困難区域を除く全域で事後モニタリング（除染終了から半年以上経過後に実施し、除染の効果が維持されているかどうかを確認する）とフォローアップ除染（新たに汚染が確認されるなど、除染効果が維持されていない地点の除染を再度行う）を実施しました。

■除染の効果、今後の動き

浪江町除染等工事その1～その4を対象とした除染の結果、対象地域全体で、空間線量率（高さ1m）が平均53%低減、宅地や農地では平均61%低減するなどの効果が認められました。酒田地区の事後モニタリングは、2015（平成27）年11月～2016（平成28）年2月までの期間で現地調査が行われ、宅地、農地、森林、道路など約4,100点を測定した結果、宅地における空間線量率（高さ1m）の平均値は、約70%低減していることが分かりました。

帰還困難区域の除染については、2017（平成29）年5月に福島復興再生特別措置法が改正され、避難指示を解除して居住が可能となる「特定復興再生拠点区域」を帰還困難区域内に定めることができるようになりました。この対象となる地区は、室原地区（約349ha）、末森地区（約159ha）、津島地区（約153ha）で、2023（令和5）年3月を目標に避難指示解除を目指します。



浪江町除染検証委員会は、除染作業をはじめ放射線の影響や居住地内の空間線量などに関する町民の意見に対して、地域性に特化した現地調査、線量の低減化の確認、検証などを行います。

◎町再生に向けた作業が今も続く。



1日300トン程度の可燃性廃棄物を焼却可能な「浪江町仮設焼却施設」。環境に配慮し、敷地境界の空間線量率が、廃棄物処理後も周辺環境と同程度の水準となるよう管理しています。

■仮置場確保の課題、除染廃棄物の焼却について

除染の一番の課題は、除去土壌等をどこに置くかという点でした。町では、地権者や地域住民などの理解を得ながら話し合いの場を設けましたが、住民からは「仮置場の周囲の空間線量が上昇するのではないか」「集積した除去土壌等から放射性物質が漏れて飛散することはないのか」「仮置場が長期化して処分場になるのでは」といった心配や不安の声も上がりました。こうした声を受け、町では、仮置場に求められる機能や構造等を説明し、行政区長等の協力を得るかたちで、行政区単位で候補地を選定。基本的に地権者と賃貸契約を結んで用地を確保しました。浪江町では、農地を仮置場として3年間の賃貸契約を結ぶ場合が

多く、必要に応じて地権者と協議し、契約を延長するケースもありました。

また、町では、有識者による「浪江町除染検証委員会」を2016(平成28)年6月3日より定期的に開催し、町内の除染や放射線に関する町民の不安解消を目的とした提言を継続的に行っています。

廃棄物の処理では、2015(平成27)年6月から稼働している「浪江町仮設焼却施設」が活用されています。被災家屋等の解体で発生する災害廃棄物や、除染作業で発生する除染廃棄物、帰還に向けた家の片付け等で発生する廃棄物のうち、可燃物を処理しており、2018(平成30)年9月からは、富岡町や双葉町の可燃性廃棄物等も受け入れています。

避難指示解除区域の復興を後押ししたバリケード撤去。

行政区長会
会長 佐藤 秀三 さん



除染を進める上で大きな課題だったのが、除染土などの仮置場となる除染拠点を行政区ごとに見つけることでした。たとえば私が住んでいる権現堂地区は田畑がほとんどないため、まとまった用地を見つけられないでいました。もう1つは、バリケードがあったために自由に行き来できないことが、除染拠点を整備する際の支障となっていました。そこで2015（平成27）年6月に権現堂地区としてバリケードの撤去を求める要望書を町に提出しました。避難指示が解除になるかもしれないという時に、町へ帰還しようと考えている者にとってバリケードはその妨げとなっていました。

翌年4月に区内のバリケードが撤去となり、海側の行政区から除染土の仮置きに関して協力を得ることができました。バリケードが取り払われたことで、家の修復や電化製品の搬入が容易となり町へ戻る後押しにもなりました。これを機に、中心市街地再生委員会をはじめとする様々な会議も始まり、避難指示解除区域の復興が一気に進みました。

避難指示解除区域の除染は進みましたが、帰還困難区域の除染はこれから。希望の持てるまちづくりが求められています。

定年退職後、地区内の遊休農地に、春は菜の花、夏はヒマワリ、秋は町の花であるコスモスを植えたり、用水路に棲む貝類の生態系を保全したり、ふるさとの景観や自然を守るボランティア活動を行い、室原地区の魅力として知られるまでになりました。

震災が起き、室原地区は帰還困難区域となり、すっかり荒れ果て鬱蒼とした森と化してしまいました。このままにはしておけないと思い、地区の復興組合の立ち上げに関わりました。浪江町の復興再生拠点の面積は約661ha。室原地区は約349haで半分以上を占めています。うち約150haある農地をこれから保全管理していくことになります。

2020（令和2）年3月、復興組合の活動に道筋がついたことで、区長、組合長の職から退きました。室原地区の復興への土台を築き、次の世代へ引き継ぐことができましたが、どのような形で創造的な農業再生を図っていくか、みんなで知恵を絞っていかなくてははいけません。地区ではいま除染が急ピッチで進んでいます。わが家は解体しますが、小さな家を建て、ふるさとの行く末をこの目でしっかりと見守っていきたいと思います。

美しいふるさとの景観と自然を取り戻してほしい。

元室原行政区長
神長倉 正満 さん



帰りたい人が帰れる津島を私たちの世代で実現したい。

津島地区行政区長会
会長 末永 一郎 さん



いま津島地区では復興拠点を作ろうと、約150haの土地で住宅の解体や農地の除染を進めています。でもそれは地区面積の1.5～1.6%。そこからどこまで拡大をして津島地区の復興を成し遂げるか、という計画はいまだに立っていません。

国が現在取り組んでいる復興は進行していますが、津島地区としては、私たち区長の世代が現役で活躍できる元気なうちに、ある程度の道筋をつけたいと思っています。次の世代になると、復興への熱意が薄れてしまう恐れがあるからです。

私たちの願いは「津島を元の状態に戻してほしい」ということだけです。私は家業の石材業を通して、浪江の壊れた墓石を直したり、お墓の引っ越しをするために「墓じまい」のお手伝いをしています。皆さん避難先の生活が少しずつ落ち着いてくると、ご先祖様のことが気になってくるのです。「帰りたい」という人が帰ってこられる津島を取り戻したい。帰らない人だって自分のふるさとなんだから、年に1回でも2回でも「帰りたい」と思った時に、誰でも帰れる状態にしてほしい。そこで暮らす暮らさないの決断は別問題です。次の計画を住民参加型で決めて、復興を継続していきたいですね。



町のこし 浪江を取り戻すために 住まいの再建・ 絆維持

◎ 帰還したい町民の声を受けて。



町内初の災害公営住宅「幾世橋住宅団地」。木造平屋の一戸建て住居で、全室に防犯ブザーが付いているほか、床に段差がないバリアフリーを採用するなど、高齢者にも優しい造りになっています。

■ 避難指示解除後の町再建の動き

福島県全体での東日本大震災以降の避難者の住まいの再建を見ると、2011（平成23）年4月に応急仮設住宅の入居申請受付がスタート。2016（平成28）年9月30日時点で、応急仮設住宅は7,957戸、特例借上げ住宅は11,776戸、公営住宅・雇用促進住宅は179戸、合計19,912戸が入居しています。福島県では、2016（平成28）年度以降、復興公営住宅の供給が開始され、応急仮設住宅、借上げ住宅の数は年々減少しました。

町では、2016（平成28）年9月から「特例宿泊」、同年11月から「準備宿泊」を開始し、帰還に向けた取り組みを積極的に進めました。2017（平成29）年1月時点で、271世帯661人の町民がこの宿泊制度を利用しようと登録しています。また、同年3月31日には「避難指示解除準備区域」および「居住制限区域」の避難指示が解除され、住まいの再建に向けた機運が高まりました。

2020（令和2）年9月に実施した住民意向調査では、対象7,434世帯の58.6%にあたる4,359世帯から回答があり、「戻らないと決めている」が54.5%と最も多く、次いで「まだ判断がつかない」が25.3%という結果でした。一方、「すでに町に戻っている」は8.1%、将来的な希望も込めて「戻りたいと考えている」は10.8%でした。

■ 町内の公営住宅の整備状況

避難指示一部解除後、町では幾世橋地区の災害公営住宅の整備を進めました。2017（平成29）年6月には、「幾世橋住宅団地」団地A／第1期分工事分（2LDK・3LDK）22戸、団地B／2018（平成30）年3月第2期工事分（2LDK・3LDK）63戸が完成しました。また、2017（平成29）年8月には、福島再生賃貸住宅「幾世橋集合住宅」2棟80戸が完成。1階は車いす利用者（1LDK）2戸、高齢者対応用（1LDK）14戸、2階～5階は一般用（3DK）64戸となっています。



町が買い上げた雇用促進住宅を修繕・増築した福島再生賃貸住宅「幾世橋集合住宅」。災害公営住宅などの入居対象とならない町民や、町外からの移住者向けに建てられました。

◎ふるさと浪江の新しい暮らし。



官民共同で造られた災害公営住宅「請戸住宅団地」。海と長く過ごしてきた方々の「海を身近に感じて生活していきたい」「請戸を離れたくない」という想いに寄り添い、海を望める場所に造成されました。

2019（平成31）年3月には「御殿南住宅」（2DK）10戸を再整備、2020（令和2）年10月には、災害公営住宅「請戸住宅団地」26戸（2LDK・3LDK）が完成し、町内の住環境整備を進めました。こうした動きの中、災害救助法に基づいて一時的に居住の安定を図ることを目的に供与していた応急仮設住宅は、2020（令和2）年3月31日をもって供与を終了しました。



■町内道路、公共交通の開通状況について

主要な道路の災害復旧工事は、2019（令和元）年までに完了しました。常磐自動車道は2015（平成27）年3月に全線開通。帰還困難区域の主要な国道、県道および町道についても特別通過交通制度により自動車の通行が概ね可能となりました。

これまでの特別通過交通制度の主な運用状況を見ると、2014（平成26）年12月に国道114号（浪江IC-旧室原ゲート）、2017（平成29）年9月に国道114号（浪江IC-津島ゲート）、県道34号相馬浪江線（国道114号-浪江町立野）、2018（平成30）年4月に県道50号浪江三春線（国道114号-葛尾村野行）、同年8月に国道399号（国道114号-南津島）、県道35号いわき浪江線（国道114号-大堀大伝橋）、2019（令和元）年9月に県道35号いわき浪江線（国道114号-双葉町方面）など。また、JR常磐線は2020（令和2）年3月に全線開通し、町内の道路整備や公共交通の充実を図りました。この他、交通の利便性向上のため、町内と



町と東北圏地域づくりコンソーシアムとの官民協働プロジェクトとして2011（平成23）年6月に始まった、町民の声を綴る「浪江のこころ通信」。現在までに総集編が2冊刊行されています。

◎ みんなの想いを優しくつなぐ。



県内外に避難する浪江町民の絆の維持、復興情報の発信、町民の生活をより良いものにしていくことを目標に配付された「なみえタブレット」。トップ画面には、笑顔の「うけどん」が現れます。

南相馬市内を結ぶ無料循環バスを2018（平成30）年から週3回運行しています。また、17時～21時台の町内周遊無料バス「うけどん号」は毎日運行しています（バス停／いこいの村なみえ・幾世橋集合住宅・浪江町役場・インテリアしんがい前・浪江駅）。今後は、周辺市町村等と連携したICTの活用や、自動運転技術の実用化に向けた実証実験を推進、より機能的なまちづくりに取り組んでいきます。



■ 町の情報、一人ひとりの声をつなぐ絆維持

町では、東日本大震災以降、様々な絆の維持活動に取り組んできました。県内3カ所（福島市・郡山市・いわき市）の交流館と県外（関東圏）・県内に復興支援員を配置し、交流会・サロン活動、個別訪問などを継続しています。また、掲載希望者の連絡先を一覧にした「みんなのれんらく帳」を作成・配付。さらに、福島県内外に分散避難した町民の思いや笑顔をつなげる「浪江のこころ通信」を「広報なみえ」に掲載し、町民一人ひとりの声を大切に伝えています。2014（平成26）年～2015（平成27）年には、町からの情報発信の強化、町民同士の絆の維持、生活の質の向上を目的に、希望する町民に「なみえタブレット」を配付しました。これまで約7,100台の配付が完了。町のニュースや町民の投稿が読める「なみえ新聞」など、浪江を身近に感じられる取り組みを展開しています。現在はタブレットの申し込み受付は終了し、個人のスマートフォンから同新聞を楽しむことができます。

みんなのふるさと浪江。 打ち解けて暮らせるよう 人と人をつないでいきたい。

幾世橋住宅団地 らいふく自治会
会長 熊川 勝 さん



仕事先から父の三回忌のため浪江へ帰る車中、高速道路上で地震に遭いました。その後は、自宅のある谷津田地区から、妻の実家の北海道へ家族とともに避難して、1年半ほどお世話になりました。

私は、発電所の技術者として転勤が多く、浪江の家を空けることが多かったのので、先祖から引き継いだ土地での農作業は、家族や親戚たちと集まれる楽しみの場でした。この請戸の新しい住まいでも、お正月やお盆などに子どもや孫たちが集まり、楽しく過ごせる日が来ることを願っています。26戸が集まる請戸住宅団地は、2020（令和2）年10月から入居が始まったばかりの新しい団地です。団地の中心に設けられた広場や、見晴らしがよく開放感のある集会所など、住民同士が気軽に話し合える生活環境が整っています。ふるさとへ想いを寄せ、町へ帰ってきたご近所の皆さんと、これから温かなコミュニティを築き、賑やかに暮らしていけたらと思います。

高台にある団地からは、請戸の海が一望できます。ここから海を見渡すと、浪江に帰ってきたのだと心がほっと落ち着きます。いつでもふるさとを感じる安心感。この住まいが、私たち家族の心の拠り所になっています。

請戸の自宅へ大津波が押し寄せ、身を寄せ合っていた妻が引き波にさらわれてしまいました。私も自宅ごと海へ流されそうになりましたが、何とか一命を取り留めることができました。

その後は、二本松市の応急仮設住宅に落ち着きましたが、住み慣れた請戸の近くに、2017（平成29）年6月に幾世橋住宅団地が完成すると聞き、すぐに入居を決めました。残りの人生はふるさに帰り、亡くなった妻と暮らした思い出の残る場所で過ごしたかったからです。二本松で自治会長を長く務めていたこともあり、入居後は85戸ある団地の初代自治会長となりました。私のように町へ戻った多くの高齢者が安心して暮らせるよう、町へ要望して玄関先に手すりを整備してもらったり、暗い夜道を照らす街灯を設置してもらったりしました。最近では若い人たちも増え、すぐ近くの幼稚園や小・中学校へと通う子どもたちの姿も見かけるようになり、元気を分けてもらっています。

自治会を立ち上げて約1年が経ちました。同じ浪江町出身と言っても、地域によって生活してきた環境が違います。それでもみんなが打ち解けて仲よく笑顔で暮らせるよう、人と人をつなぐことに心を配っていききたいと思います。

新しく出来た浪江の住まい。 いつでもふるさとを感じる 安心感が心の拠り所。

請戸住宅団地
桑原 重信 さん
久美子さん



いままでも、これからも。 組合のチームワークで 町の発展をバックアップ。

浪江町復興事業協同組合
理事長 鈴木 仁根 さん



震災後、復興が進む周辺の市町村の様子が耳に届くようになって、浪江町は町内に立ち入ることができない期間がしばらく続いていました。そんな中、浪江の早期復興に貢献しようと、2013（平成25）年に立ち上げたのが、浪江町復興事業協同組合です。自分たちもまだ避難生活を送っていましたが、町の復興を優先して家族と離れ、単身で通う者もいました。

家屋の解体、除染作業をはじめとする様々な業務を、加盟する15社が協力して行ってきました。2016（平成28）年7月からは「住まいの相談窓口」を設け、家屋の修繕、リフォーム、庭木の手入れなど、町へ戻った方はもちろん、戻っていない方の様々な要望にも応えています。最近では町内全域の道路の草刈りを年2回実施。1日につき100人で作業しても約3カ月掛かる仕事ですが、町民がふるさとへ戻ってきた時にきれいな町を見て喜んでもらいたいという思いで取り組んでいます。

浪江町とともにあるのが私たち地元の建設業者です。浪江駅周辺の再開発などの大規模事業だけでなく、今後増えるであろうインフラの維持・管理などにも積極的にに関わり、町の発展をバックアップしていきたいと思っています。